の被害防止対策に係る技能の向上及び知識の習得を推進し、鳥獣被害対策実施隊員の人材育成に努める。

国及び都道府県は、市町村において、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

②　（略）

③　鳥獣被害対策実施隊員の人選

鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、一部の地域において、市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで鳥獣被害対策実施隊を構成している場合があることから、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう配慮するものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲活動が行われるよう、十分な調整を行い、必要な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人選が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④～⑥　（略）

4　鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。

また、国及び地方公共団体は、狩猟者に対して捕獲活動への支援を講じる場合、不適切な補助金申請等を未然に防止し、適正かつ確実な捕獲等が推進されるよう、指導及び助言を行うとともに、捕獲確認方法等を統一し、捕獲確認に関する相談窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

(1)　鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理法第三条第一項の規定に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成二十六年環境省告示第百三十三号）において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が

②　（略）
③　鳥獣被害対策実施隊員の人選
鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう、十分な調整を行い、必要な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。
また、国及び都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人選が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
④～⑥　（略）
4　鳥獣の捕獲等
国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。
(1)　鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築
農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。
なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理法第三条第一項の規定に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成二十六年環境省告示第百三十三号）において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が